

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月9日
【会社名】	ポケットカード株式会社
【英訳名】	POCKET CARD CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 恵一
【本店の所在の場所】	東京都港区芝一丁目5番9号
【電話番号】	03-5441-3450
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 林田 義典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝一丁目5番9号
【電話番号】	03-5441-3450
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 林田 義典
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,957,747,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はございません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はございません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	40株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 平成30年2月9日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 当社は、平成30年2月6日をもって、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）5,557,600株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施しており、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法に関して、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式1株を買い取ることを予定しております（以下「本端数合計数の買取り」といいます。詳細は、下記「2. [株式募集の方法及び条件]」の「(1)[募集の方法]」の「(注)3」に記載のとおりです。）ため、本有価証券届出書提出日において、当社は本自己株式処分の対象となる自己株式を有しておりません。また、当社は、平成30年3月6日開催予定の取締役会及び株主総会において、効力発生日を平成30年3月8日として、当社株式の1株を40株に分割する株式分割（以下「本株式分割」といいます。）に係る決議を行うことを予定しております。本自己株式処分の対象となる当社株式40株は、当該裁判所の許可による自己株式1株の取得、及び本株式分割の効力の発生により、当社が所有することとなる自己株式であります。

別段の記載が有る場合を除き、本有価証券届出書内に記載される当社株式数は、本株式分割の効力が発生することを前提としております。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	40株	5,957,747,200 (3,206,007,888)	
一般募集			
計(総発行数)	40株	5,957,747,200 (3,206,007,888)	

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。なお、発行価額の総額のうち

3,206,007,888円を金銭による払込の方法で割り当て、2,751,739,312円を金銭以外の財産の現物出資による方法（デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。））により割り当てます。金銭による払込金額の総額は、「発行価額の総額」欄の（ ）内に記載しております。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

株式会社GIT

株式会社GIT（以下「GIT」といいます。）が当社に対して取得することが見込まれる金銭債権（総額451,698,992円）の全額を現物出資の対象といたします。

株式会社ビーエスエス

株式会社ビーエスエス（以下「BSS」といいます。）が当社に対して取得することが見込まれる金銭債権（総額2,300,040,320円）の全額を現物出資の対象といたします。

当社は、平成30年2月6日をもって、当社株式5,557,600株を1株に併合する本株式併合を実施しており、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数である1,0798株より、会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数を切り捨てた数に相当する数の株式である当社株式1株を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、本端数合計数の買取りを予定しております。

本端数合計数の買取りの価格につきましては、株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格(下記「第3. [第三者割当の場合の特記事項]」の「1. [割当予定先の状況]」の「c. 割当予定先の選定理由」において定義します。)と同額である1,072円を乗じた金額に相当する金額が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

G I T及びB S Sは、それぞれ本株式併合の結果生じる1株に満たない端数0.0758(G I T)及び0.3861(B S S)を有しているため、当社に対し、それぞれ451,698,992円(G I T)及び2,300,040,320円(B S S)の金銭債権を取得することが見込まれます。

上記、の現物出資は、G I T及びB S Sが当社に対して取得することが見込まれる、これらの金銭債権の全額を現物出資の対象とするものです。

現物出資の対象となる財産については、会社法上、原則として検査役の検査(会社法第207条第1項)又は弁護士、公認会計士もしくは税理士等による調査(同条第9項第4号)が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には検査役又は専門家による調査を要しないこととされております(同項第5号)。但し、同号が適用される金銭債権については、弁済期が到来しているものに限られますが、現物出資の対象とする2,751,739,312円につきましては、本有価証券届出書提出日現在は弁済期が到来してはおりませんが、下記「第3. [第三者割当の場合の特記事項]」の「1. [割当予定先の状況]」の「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、現物出資の給付日においては弁済期が到来していることとなる予定です。このため、本自己株式処分における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

## (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
148,943,680		1株	平成30年 3月14日		平成30年 3月14日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 払込期日までに、株式総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われなことがとなります。
4. 申込みの方法は、割当予定先との間で株式総数引受契約を締結し、現物出資(D E S)及び金銭による払込みの方法によります。
5. 現物出資の目的とされた当社に対する金銭債権は、払込期日の到来をもって申込に係る本自己株式処分の払込みに充当されて消滅します。金銭による出資の払込みは、払込期日に下記払込取扱場所にて、金銭の払込みを行うものとしします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ポケットカード株式会社 経営企画部	東京都港区芝一丁目5番9号住友不動産芝ビル2号館

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 本店	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,206,007,888	1,100,000	3,204,907,888

(注) 1. 本自己株式処分による調達のうち、2,751,739,312円は、G I T及びB S Sに対して当社が負う金銭債務の現物出資(D E S)によるものであり、払込期日に払い込まれる予定の金銭は3,206,007,888円となります。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. 発行諸費用の概算額には、弁護士費用800,000円、有価証券届出書作成費用300,000円を見込んでおります。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本端数合計数の買取りにより当社が取得する当社株式(但し、本株式分割後のもの)を、G I T及びB S Sに割当て交付することにより、当社が、本端数合計数の買取りに要した資金を、実質的にG I T及びB S Sが補填するものであり、資金調達を目的とするものではありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概況

## 株式会社GIT

名称	株式会社GIT
所在地	東京都港区北青山2丁目5番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 中野 和浩
資本金	428,800千円
事業内容	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合への出資及び投資事業有限責任組合の組成・運営に関する業務、株式・社債等の有価証券への投資、保有及び運用、並びにそれらに関連する一切の業務
主たる出資者及びその出資比率	伊藤忠商事株式会社100.00%

## 株式会社ピーエスエス

名称	株式会社ピーエスエス
所在地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 玉巻 裕章
資本金	10百万円
事業内容	ポケットカード株式会社の株券等の取得及び所有
主たる出資者及びその出資比率	株式会社ファミリーマート100.00%

## b 提出者と割当予定先との関係

## 株式会社G I T

出資関係	G I Tは当社普通株式を40株（所有割合（注）：7.69%）所有しております。 また、G I Tの親会社である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）は、当社普通株式を160株（所有割合：30.77%）所有しております。
人的関係	該当事項は有りません。 但し、伊藤忠商事は、当社に対して、伊藤忠商事の職員である加藤修一氏を社外取締役として、木島賢一氏を社外監査役としてそれぞれ派遣しております。また、伊藤忠商事の従業員3名が、当社に出向しております。
資金関係	該当事項は有りません。
取引関係	該当事項は有りません。 但し、当社と伊藤忠商事の間にはポイント交換業務の委託に関する取引がございます。

## 株式会社ピーエスエス

出資関係	該当事項は有りません。 但し、B S Sの親会社であるファミリーマート株式会社（以下「ファミリーマート」といいます。）は、当社普通株式を120株（所有割合：23.08%）所有しております。
人的関係	B S Sは、当社に対して、B S Sの代表取締役社長である玉巻裕章氏を社外取締役として派遣しております。 また、ファミリーマートは、当社に対して、ファミリーマートの役員である玉巻裕章氏を社外取締役として、齋藤泰壽氏を社外監査役としてそれぞれ派遣しております。また、ファミリーマートの従業員3名が、当社に出向しております。
資金関係	該当事項は有りません。
取引関係	該当事項は有りません。 但し、当社とファミリーマートは、顧客に対するクレジット決済機能及びポイントサービス機能の提供を共同で行っております。

（注）「所有割合」とは、発行済株式総数（560株）から、下記「c.割当予定先の選定理由」のとおり、端数の合計数に相当する当社株式を当社が買い取ることによって保有することとなる自己株式数40株を控除した株式数（520株）に対する当社株式の割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます（但し、本注記内に記載されるいずれの当社株式数も平成30年3月6日開催予定の取締役会において決議予定の本株式分割の効力発生後の株式数をいいます。）。

## c 割当予定先の選定理由

平成29年11月15日付当社プレスリリース「伊藤忠商事株式会社の完全子会社である株式会社G I T及び株式会社ファミリーマートの完全子会社である株式会社ピーエスエスによる当社の株券に対する共同公開買付けの結果に関するお知らせ」（以下「本公開買付け結果プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、伊藤忠商事の完全子会社であるG I T及びファミリーマートの完全子会社であるピーエスエス（以下G I T及びB S Sを総称して「公開買付者ら」といいます。）は、平成29年10月2日から平成29年11月14日までの30営業日を買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、平成29年11月21日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、G I Tは、当社株式7,079,361株（当社の総株主の議決権の数に対する議決権所有割合（以下「議決権所有割合」といいます（注）。）：9.05%（小数点以下第三位を四捨五入。議決権所有割合の算出について、以下同じです。））を、B S Sは、当社株式7,079,360株（議決権所有割合：9.05%）を、それぞれ所有するに至りました（但し、上記記載の本公開買付け後のG I T及びB S Sの所有株式数は、本株式併合効力発生前の株式数を指します。）。

（注）議決権所有割合とは、当社が平成29年10月12日に公表した「平成30年2月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「当社第2四半期決算短信」といいます。）に記載された平成29年8月31日現在の発行済株式総数（79,323,844株）から当社第2四半期決算短信に記載された当社が所有する自己株式数（1,073,921株）を除いた株式数（78,249,923株）に係る議決権の数（782,499個）に対する割合をいいます（但し、本注記内に記載されるいずれの当社株式数は、本株式併合効力発生前の株式数を指します。）。

平成29年8月3日付当社プレスリリース「伊藤忠商事株式会社の完全子会社である株式会社G I T及び株式会社ファミリーマートの完全子会社による当社の株券に対する共同公開買付け(予定)に関する意見表明のお知らせ」(以下「当社平成29年8月プレスリリース」といいます。 )及び平成29年9月29日付当社プレスリリース「伊藤忠商事株式会社の完全子会社である株式会社G I T及び株式会社ファミリーマートの完全子会社である株式会社ピーエスエスによる当社の株券に対する共同公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(平成29年10月2日付当社プレスリリース「(訂正)「伊藤忠商事株式会社の完全子会社である株式会社G I T及び株式会社ファミリーマートの完全子会社である株式会社ピーエスエスによる当社の株券に対する共同公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の一部訂正について」による訂正を含み、以下「当社平成29年9月プレスリリース」といい、当社平成29年8月プレスリリースと併せて「当社意見表明プレスリリース」といいます。 )においてお知らせいたしましたとおり、伊藤忠商事及びファミリーマートは、経営環境変化が激しく競争環境が厳しさを増すクレジットカード業界において、当社が新たな事業領域を開拓・展開していくためには、当社を非公開化した上で迅速かつ機動的な意思決定を行い得る経営体制を構築するとともに、資金面やコンプライアンス面等で引き続き株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。 )の協力を得つつも、伊藤忠商事及びファミリーマートが当社の経営に関してより積極的な支援を行い、伊藤忠商事が有する国内外の企業ネットワークやファミリーマートが有する国内最大級のコンビニエンスストア(以下「C V S」といいます。 )店舗網に代表される、伊藤忠商事及びファミリーマートがそれぞれ保有する経営資源を当社が一層緊密かつ有効に活用できる環境を提供することが有用であるとの認識に至ったとのことであり、公開買付者らが、東京証券取引所市場第一部(以下「東証一部」といいます。 )に上場している、伊藤忠商事及びファミリーマートが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式並びに三井住友銀行が所有する当社株式を除く当社株式(以下「本公開買付対象株式」といいます。 )の全てを公開買付者らが取得することにより、当社の株主を、G I Tとその完全親会社である伊藤忠商事(以下これら2社を総称して「伊藤忠商事ら」といいます。 )及びB S Sとその完全親会社であるファミリーマート(以下これら2社を総称して「ファミリーマートら」といいます。 )並びに三井住友銀行の合計5社の全部又は一部のみとして当社を非公開化した後(以下当該非公開化後の当社の株主を総称して「本主要株主ら」といいます。 )、当社に対する伊藤忠商事ら及びファミリーマートら並びに三井住友銀行の議決権の保有割合をそれぞれ46%、34%、20%(以下これらを総称して「最終議決権保有割合」といいます。 )とするための一連の取引(以下「本取引」といいます。 )を通じて、当社の株主を本主要株主らのみとすることによって、当社の自主性を尊重しつつ、環境変化に適応した施策を速やかに立案し実行する迅速かつ機動的な経営体制を構築することが可能と考えたとのことです。

また、競争環境が厳しさを増すクレジットカード業界においてお客様に選んでいただけるカードを目指すには、短期的な収益にとらわれない、中長期的な施策等を行っていくことが必要と考えたとのことです。具体的にはカード獲得・利用に関する各種プロモーション施策の展開や、伊藤忠商事のネットワークを活用した新規提携カードの拡大等を考えており、また、既存カード事業の周辺事業への取り組みも、今後フィンテック関連技術等への先行投資を含め中長期的な視点で展開していくことが想定されたとのことです。一方これらの取り組みは、短期的には資本市場から必ずしも十分な評価を得られない可能性があるため、当社の株主を本主要株主らのみとすることにより、迅速な意思決定プロセスの構築が不可欠との判断に至ったとのことです。

このような認識の下、伊藤忠商事及びファミリーマートは、平成29年4月上旬、当社に対して、当社の株主を本主要株主らのみとして当社を非公開化し、本主要株主らの当社に対する議決権の保有割合を最終議決権保有割合とすることに向けた具体的な協議・検討を始めることについて、初期的な申し入れを行いました。その後、平成29年5月上旬から7月上旬にかけて、伊藤忠商事及びファミリーマートは、当社に対する買収監査(以下「デュー・ディリジェンス」といいます。 )を実施するとともに、両社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。 )並びに伊藤忠商事及びファミリーマートの各法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所及び森・濱田松本法律事務所によるアドバイスを受けながら、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針を含め、本取引の実施の是非及び条件並びに取引手法等について初期的な検討を行いました。その結果、平成29年6月上旬、伊藤忠商事及びファミリーマートは、当社を非公開化し、当社の株主を本主要株主らのみとした上で、当社に対する本主要株主らの議決権の保有割合を最終議決権保有割合とすることにより、伊藤忠商事及びファミリーマートと当社との連携関係を更に強化することが、当社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至ったとのことです。

そこで、伊藤忠商事及びファミリーマートは、平成29年6月7日付で、当社に対し、本取引の目的及び意義並びに実施の方法及び条件の概要について提案を行いました。

なお、伊藤忠商事及びファミリーマートは、本取引の具体的な実施方法及び当社株式の取得価格その他の条件について、三井住友銀行との間で、平成29年5月上旬から7月上旬まで、数次にわたり協議を重ね、その過程において、平成29年6月上旬に、三井住友銀行から、同社の当社に対する議決権の保有割合を20%とするための方策として、同社が所有する当社株式のうち、当社に対する議決権の保有割合が20%を超えることとなる株式については、当社がその全てを確実に自己株式として取得できるよう当社による自己株式取得の方法(以下「本自己株式取得」といいます。)が提案されるとともに、かかる自己株式取得における取得価格(以下「本自己株式取得価格」といいます。)として想定される条件が示され、検討が行われました。

当社の属するクレジットカード業界は、足下ではカード決済範囲の拡大及びEコマースの成長等による市場規模の拡大が進み、また平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向け官民共同でキャッシュレス化が促進される等、継続的な成長が見込まれています。加えて、平成18年以降、経営上の課題となっていた利息返還請求も沈静化の兆しが見える等、事業環境は改善傾向にあります。一方、金融制度の規制緩和に伴い、クレジットカード業界は、業態の垣根を越えた合併や銀行との業務提携、異業種からの参入等、業界再編が急速に進展しております。また、金融分野の技術革新のスピードは速く、足下でもApple Payやその他非接触決済サービス、ドングル型の決済端末等、様々な取り組みが進められており、少子高齢化に伴う国内市場の縮小等も相まって、業界内の競争環境は今後厳しさを増していくものと予想されます。

上記の事業環境の中、当社におきましても、本取引検討前より、今後の更なる企業価値の向上を図るためには、早急に独創的で付加価値の高い商品・サービスを提供していく必要があると考えておりました。また、当社においては、ファミマTカード事業が当社の営業収益の過半を占めるようになっており、サークルKサンクス店舗のファミリーマート店舗へのブランド転換が実施され、ファミリーマートが国内最大級のCVS店舗網を有しているという状況の中、当社の成長戦略において、今後は同事業がいっそう中核となりつつあり、そのため、伊藤忠商事及びファミリーマートとの連携強化により独創的な商品・サービスを提供する体制をいち早く構築し、既存の成長モデルを越えてビジネスを発展していくことが重要な課題であるとの認識に至りました。

このような認識の下、当社が厳しい事業環境のなかで企業価値を高めるためには、当社と伊藤忠商事及びファミリーマートが同一の視点から柔軟に戦略を立案し、迅速かつ統一された意思決定のもとで事業運営を行い、変化する事業環境及び顧客ニーズに先んじて対応していくことが必要であり、伊藤忠商事及びファミリーマートの迅速な意思決定や経営資源を法人間の垣根なく実施・相互活用できる発展的な体制の構築、各社の企業価値を安定的かつ持続的に発展させるためには、伊藤忠商事及びファミリーマートが合算して議決権の過半数を持つ関係のもとでの経営を実現する必要があるとの結論に至りました。加えて、ファミマTカードは、当社の事業戦略において重要な位置を占めるカードであり、引き続き当該カード事業の発展的な拡大を目指す上でも伊藤忠商事及びファミリーマートとの関係強化は不可欠と考えております。

上記のような中長期に亘る諸施策は、相応の先行投資・支出が必要になるなかで、先行投資による企業価値の向上(業績の向上)に繋がるかどうかについては不確実性も伴います。そのため、各種施策や方向性が必ずしも資本市場から評価を受けられるとは限らず、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性も否定できないため、成果として株主の期待に添えかねない可能性もございます。

以上により、当社は、本公開買付けを含む本取引を行うことによりが、株主の皆様のリスク負担を回避しつつ、不確実性が伴う抜本的な諸施策を機動的かつ迅速に実行するうえで有用であり、変化の大きな事業環境に対応し、中長期的な視点での当社の事業戦略の実現に資するものであると判断するに至りました。

上記のとおり、当社は、平成29年4月上旬に、当社の株主を本主要株主らのみとして当社を非公開化し、当社に対する本主要株主らの議決権所有割合を最終議決権保有割合とすることに向けた具体的な協議・検討を始めることについて、初期的な申し入れを受けた後、当社は、当社、公開買付者ら、伊藤忠商事、ファミリーマート及び三井住友銀行から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてPwCアドバイザリー合同会社(以下「PwC」といいます。)を、当社、公開買付者ら、伊藤忠商事、ファミリーマート及び三井住友銀行から独立したリーガル・アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所をそれぞれ選任し、更に、当該提案を検討するための当社の諮問機関として平成29年6月9日に独立した第三者委員会を設置いたしました。また、平成29年7月10日に当社に対して本公開買付けを含む本取引について正式に提案を受けた後、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を含む本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件について、本格的な協議・検討を進めて参りました。

本取引の諸条件のうち本公開買付価格については、伊藤忠商事及びファミリーマートのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券からは、伊藤忠商事及びファミリーマートと、本取引において少数株主と同じく売主としての利害関係を有する三井住友銀行との間で、独立当事者として自己株式取得価格の交渉を進め、本公開買付価格は、本自己株式取得価格と同額(注)であり、また、提案の公開買付価格は、過去の公開買付事例との比較においても遜色ないプレミアムが付された水準であり、更には当時の当社株式の東証一部における過去10年(平成19年以降)の最高値である1,050円を上回る金額であることから、少数株主に配慮した十分な価格であるとの説明を受けました。

(注)本公開買付けの完了後、本自己株式取得までの間に、当社株式の併合又は分割が行われる場合は、それらの割合等に応じて本公開買付価格を調整した金額を本自己株式取得価格と同額としているとのことです。以下、同様です。

その上で、当社は、鳥飼総合法律事務所から受けた法的助言、並びにPwCから平成29年8月2日付で取得した当社株式に係る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容及び当該内容に関する同社からの説明を受けながら、かかる本公開買付けの提案に対する当社としての取り組み方や、伊藤忠商事、ファミリーマート及び当社に生じるシナジー効果がもたらす持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上について検討を進めて参りました。加えて、上記第三者委員会から平成29年8月3日に提出された答申書(以下「平成29年8月答申書」といいます。)の内容も最大限尊重しながら、本取引について慎重に協議及び検討を行いました。なお、第三者委員会より受領をした平成29年8月答申書では、本取引を行うことは、当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

当社は、平成29年8月3日開催の当社取締役会において、本株式価値算定書の内容及び鳥飼総合法律事務所からの法的助言を踏まえて、第三者委員会から取得した平成29年8月答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む一連の方法及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討をいたしました。また、本公開買付価格である1株当たり1,072円について協議をした結果、本公開買付価格は、当社の株主の皆様にとって不利益ではないものとの判断に至りました。

その結果、(i)本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii)本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、また、(iii)本公開買付けに係る手続の公平性は確保されており、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、当社の取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨及び本公開買付けが開始される時点で改めて本公開買付けに関する意見表明を行う旨の決議を行いました。

その後、当社は、公開買付者らから、公開買付者らにおける日本及び海外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、公開買付者らは、平成29年8月3日付「ポケットカード株式会社(証券コード:8519)の株券に対する共同公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「公開買付者ら平成29年8月プレスリリース」といいます。)で公表したその他の前提条件が充足されることを前提として、平成29年10月2日を公開買付開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、当社が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会が平成29年8月3日付で当社の取締役会に答申した内容に変更がないか否かを検討し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を取締役会に対し述べるよう諮問いたしましたところ、第三者委員会は、当該諮問に対して検討を行った結果、平成29年9月28日、当社の取締役会に対して、平成29年8月3日付で答申した内容に変更がない旨の答申書を提出いたしました。かかる意見を踏まえ、当社は、平成29年9月29日開催の当社取締役会において、平成29年8月3日開催の当社取締役会以降の環境変化等を踏まえて、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

このような経緯を経て本取引が進められてまいりましたが、公開買付者らは、本公開買付けにより、本公開買付対象株式の全てを取得できませんでした。かかる本公開買付けの結果を踏まえ、伊藤忠商事及びファミリーマートから要請を受けたことから、当社といたしましては、上記の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、当社意見表明プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社の株主を本主要株主らのみとするために、臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式5,557,600株を1株に併合する株式併合を実施することとし、平成30年1月16日付当社プレスリリース「株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本株式併合については、平成30年1月16日開催の臨時株主総会において承認可決され、平成30年2月6日に株式併合の効力が生じることとなりました。

本株式併合の結果、本主要株主ら以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となり、その1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数(第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を当社が買い取ることを予定しております。

上記のとおり、裁判所の許可が得られた場合に当社は自己株式を保有することとなりますが、本主要株主らの当社に対する議決権の保有割合を最終議決権保有割合とし、伊藤忠商事及びファミリーマートと当社との連携関係を更に強化するとともに、当社の自主性を尊重しつつ環境変化に適応した施策を速やかに立案し実行する迅速かつ機動的な経営体制を構築し、更なる企業価値の向上を図るための本取引の一環として、当社はG I T及びB S Sを割当予定先として当該自己株式を処分することといたしました。

d 割り当てようとする株式の数

株式会社G I T 7株

株式会社ビーエスエス 33株

e 株券等の保有方針

G I T及びB S Sからは、伊藤忠商事ら及びファミリーマートらとしては当社普通株式を継続して保有する意向であると伺っております。

f 払込に要する資金等の状況

割当予定先であるG I T及びB S Sから、本自己株式処分に係る払込みに要する資金を確保している旨、口頭で説明を受けております。割当予定先であるG I Tは平成30年2月7日時点で伊藤忠トレジャリー株式会社に対して預け金を有する旨、当該割当予定先を名義人とする残高通知書により確認し、当該割当予定先が本自己株式処分に係る払込みに十分な現預金を保有していることを確認しております。なお、伊藤忠トレジャリー株式会社は、G I Tの親会社である伊藤忠商事が議決権の100%を所有する同社の子会社です。また割当予定先であるB S Sの平成30年2月2日時点の預金残高を、当該割当予定先を名義人とする銀行口座に係る預金通帳の写しにより確認し、当該割当予定先が本自己株式処分に係る払込みに十分な現預金を保有していることを確認しております。また、当社はG I T及びB S Sとの間で株式総数引受契約を締結する予定であり、本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

なお、本自己株式処分の発行価額の総額のうち3,206,007,888円については金銭による払込の方法で割り当て、2,751,739,312円について、金銭以外の財産の現物出資による方法(D E S)により割り当てます。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるG I Tの完全親会社である伊藤忠商事は東証一部に上場しており、当社は、伊藤忠商事が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」について確認いたしました。また、日経テレコン及びW E B検索による照合の結果、割当予定先である法人の名称、割当予定先の代表者並びに主要株主が反社会的勢力と一切関係を有していないものと判断しております。

また、割当予定先であるB S Sの完全親会社はファミリーマートですが、そのファミリーマートの親会社であるユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社(以下「ユニー・ファミリーマートホールディングス」といいます。)は東証一部及び株式会社名古屋証券取引所第一部に上場しており、当社は、ユニー・ファミリーマートホールディングスが株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」について確認いたしました。また、日経テレコン及びW E B検索による照合の結果、割当予定先である法人の名称、割当予定先の代表者並びに主要株主が反社会的勢力と一切関係を有していないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### a 払込価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本公開買付価格と同額である1,072円に、本株式併合の併合比率である5,557,600を乗じた5,957,747,200円を、本自己株式処分実施の前提条件である本株式分割の割合である40で除して算出される148,943,680円といたしました。

なお、本公開買付価格につきましては、当社意見表明プレスリリースに記載のとおり、PwCから取得した本株式価値算定書上の市場株価法による算定結果の上限を上回り、配当割引モデル法(以下「DDM法」といいます。)による算定結果の上限に近い価格であること、また、当社平成29年8月プレスリリースの公表日である平成29年8月3日時点での過去10年間(平成19年以降)の当社株価最高値(ザラ場)である1,050円を上回る水準であり、当社平成29年8月プレスリリースの公表日の前営業日である平成29年8月2日の当社株式の東証一部における終値711円及び平成29年8月2日を基準日とする過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値単純平均値に対して44.28%から59.76%のプレミアムを加えた金額となっており、直近の他社の公開買付事例と比較しても遜色ない水準であることが、それぞれ認められております。また、伊藤忠商事及びファミリーマートは、本取引において少数株主と同じく売主としての利害関係を有する三井住友銀行との間で、独立当事者として交渉を進め、その結果、本自己株式取得価格が合意されたとのことであり、それと同額の本公開買付価格は、当社の株主の皆様の利益を反映したものと認められております。以上より、当社取締役会は、上記の交渉の背景、本株式価値算定書の算定結果、及び過去10年間の当社株価の推移等を勘案し、本公開買付価格は当社の株主の皆様にとって不利益ではないものと判断いたしました。

以上のことから、当該処分価額は、特に有利な処分価額に該当しないものと判断しております。

#### b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により割当予定先に対して割り当てる株式数は、普通株式40株(議決権数40個)であり、発行済株式総数560株の7.14%(小数点以下第三位を四捨五入)(但し、自己株式数40株を除く総議決権数520個に対する割合は7.69%(小数点以下第三位を四捨五入))に相当し、既存株主の皆様の保有する株式に対して一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本自己株式処分は、本主要株主らの当社に対する議決権の保有割合を最終議決権保有割合とし、伊藤忠商事及びファミリーマートと当社との連携関係を更に強化するとともに、当社の自主性を尊重しつつ環境変化に適応した施策を速やかに立案し実行する迅速かつ機動的な経営体制を構築し、更なる企業価値の向上を図るための本取引の一環として実施されるものでありますので、本自己株式処分における株式の処分数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な水準であると判断しております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株) [(注2)]	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号	200	38.46	200	35.71
伊藤忠商事 株式会社	大阪府大阪市北区梅田 三丁目1番3号	160	30.77	160	28.57
株式会社 ファミリーマート	東京都豊島区東池袋 三丁目1番1号	120	23.08	120	21.43
株式会社G I T	東京都港区北青山 2丁目5番1号	40	7.69	47	8.39
株式会社 ピーエスエス	東京都豊島区東池袋 三丁目1番1号			33	5.89
計		520	100.00	560	100.00

(注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2. 上記のほかに、本株式併合に伴い生じた端数の合計数に相当する当社株式を当社が買い取ることによって保有することとなる自己株式数が40株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合7.14%)あります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日) 平成29年5月29日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第36期第1四半期(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日) 平成29年7月18日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第36期第2四半期(自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日) 平成29年10月13日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第36期第3四半期(自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日) 平成30年1月15日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年2月9日)までに、

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年5月30日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第4号の4の規定に基づく臨時報告書を平成29年12月14日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年1月17日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

#### 1. 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年2月9日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年2月9日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ポケットカード株式会社  
(東京都港区芝一丁目5番9号住友不動産芝ビル2号館)

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。